

南朝における源氏物語研究の伝承

岩 坪 健

はじめに

朝廷が南北両朝に分立した時代においても、源氏物語の研究は活発に行なわれ、北朝では四辻善成が大著『河海抄』を、南朝では三代め長慶天皇がイロハ引き語彙辞典『仙源抄』を編纂した。南朝初代の後醍醐天皇の源氏学については、すでに『仙源抄』などに基づき和田英松・重松信弘・寺本直彦氏が論及されたが、^(注1)しかしながら単なる指摘に留まっている。そこで本稿では、それらの資料に込められた意義を汲み取り組み立て直すことにより、後醍醐帝の師匠から長慶帝の遺臣に至るまで脈々と伝承された南朝重代の秘伝を引き出し、また北朝とも比較考察して南北朝時代を概観してみたい。

一、後醍醐天皇の源氏物語研究

源氏物語の本文系統は藤原定家が家本として定めた青表紙本と、河内守源親行が校訂した河内本とに大別され、後醍醐帝が両方とも入手していたことは『仙源抄』により知られ、以下用例を列挙して確認する。

(1) 後醍醐天皇と青表紙本源氏物語

『仙源抄』の「をしかいもとあるじ」の項を見ると、

49をしかいもとあるし(少女六七〇10)紫明云凡垣下主也、又云を文字を上につけてしか而いもと夫編あるし主とよ

むへしなといふ説あり、愚案後説難信之、定本におほしかいもと、かけり、そには延元宸筆にて凡垣下饗(注2)
とつけさせたまへり

とあり、『紫明抄』から両説を引用して後、「愚案」以下で作者の長慶天皇が私見を披露した中にある「延元」(延元年間は一三三六、四〇年、後醍醐帝の治世)とは、祖父にあたる後醍醐天皇を指し、帝自ら傍注を付した「定本」とは定家本を示すと考えられる。

また「ごうしゃう」項においても「宸筆」の記述があり、今度は誰の筆か明記されていないが、説明がないことから、前掲の例と同筆と推定される。

25ごうしゃうにまとはれてはかなき物也(夕霧一三二三12)あくりやうはしふねきやうなれと・興盛也、愚案定本にはこふとかきたり、そはに業障と宸筆にてか、せ給へり、まことにさにてやと覚侍り

(「:」はそこに見出しの語句が入ることを示す)

見出しに挙げられた「ごうしゃう」を「興盛」と解釈する古注(『紫明抄』にあり)よりも、宸筆で書かれた「業障」の方が良かろうと長慶天皇は判断を下している。しかしながら見出し語の「ごうしゃう(業障)」と「定本」の「ごふ(業)」とは意味が異なり、『日本国語大辞典』によると、前者は「三障の一つ。悪業によって生じた障害。五逆、十悪などの悪業による罪」、後者は「仏教で善悪の果報をのがれぬ行ない」であり、従って宸筆の「業障」は本来「定本」の本文「こふ」の注にはならない。これは「業障」説を知り、それに賛同した後醍醐帝が「定本」に書き入れたのであろう。

以上の二例は漢字を当てただけの簡単な語釈であるが、詳細な解釈も後醍醐帝により書き込まれている。

1 呂のうたはいとかうしもあはぬをいたしと思ひて（竹河一四七一11）愚案定本には律とあり、それにつきて延元宸筆にて梅枝此殿は呂歌勿論なり律はかうしもあはぬを呂にてあひたるといへるなりとしるしつけさせ給へり、此説を可用也、但水原には梅かえ呂といふ注はかりにて心をは尺し侍らねとも此詞につきて案するに呂歌はかうしもあはぬをよくかきあはせたるをいたしと思てといへるもすてかたくや

催馬楽「梅枝」は呂りよの歌であるのに定家本は「律りち」で矛盾するように見えるが、後醍醐天皇は見事に解釈している。したがって、醍醐帝は単に定家本を所持していただけではなく、先の「業障」の例と同様、研究成果を書き加えていたことが知られる。

ちなみに当写本には、別人の筆による書き込みもあったらしい。

3 くちうなどにて（椎本一五五四8）九重也、愚案定本には宮中とつけたり

「宸筆」の場合は「つけさせたまへり」「かゝせ給へり」「しるしつけさせ給へり」と敬語が使われているのに、本例は「つけたり」で敬意の表現がない。よってこの注は、臣下が付けたと思われる。この後醍醐帝所有の定家本は、長慶天皇が跋文で「定家卿が自筆本」と記し、また「定家まさしき自筆」（「未央柳」の項）とも称した伝書で、孫の長慶天皇に伝来したのである。

(2) 後醍醐天皇と河内本源氏物語

後醍醐帝が河内本も所持していたことは、その本文を校訂した源親行が著した『原中最秘抄』に、孫の行阿（俗名知行）が付けた奥書により知られる。

以是等由緒、後醍醐院御重作辨之（ママ）々々初、彼物語一部、以家本可書進之旨、被下綸旨之間、遂功備叡覽之時、其表

紙蹟一首

勅ナレハイトモカシコシ水クキノカキヲク跡ハタエントソ思

則以藏人中將具光、經奏覽、其時武者所当番之間、所罷種々叡感也、後日重勾当内侍於奉行、忝被下仮名褒美之勅書畢

(本文は池田利夫氏『新訂 河内本源氏物語成立年譜攷』一七七頁所引、尊經閣文庫本による)

右記の記述により、後醍醐帝は「家本」すなわち河内本源氏物語の書写を行阿に命じて献上させたことがわかる。

このほか源親行が作成した『水原抄』も帝の手元にあったことが、『仙源抄』により確認される。

50をしつゝみ給へる(若紫一七二4)文をたてふみたる心也、愚案水原にこれも宸筆にてむすひたる文をつゝむ也とかゝせたまへり

本項は「延元宸筆にて凡垣下饗とつけさせたまへり」の一節を含む「をしかいもとあるじ」項(前掲)の次に位置している、「これも宸筆にて」も後醍醐帝の手になると見られる。『仙源抄』の跋文には、「水原抄五十余卷・紫明抄十二卷・原中最秘抄二卷の中、古人の解尺よりはじめて句をきり声をさすにいたるまで一ふしある事をのこさず(中略)かの抄にのせざる事はたま〜思えたる事も注しつくるにあたはず」とあり、この一節に基づき山脇毅氏は、「紫明抄と原中最秘抄とに見えない説であれば、それは水原抄から御引用になったものと決定して差支ない筈である」と論じられた。^(注3)すると本項は『紫明抄』『原中最秘抄』にないので、「文をたてふみたる心也」は『水原抄』によると見なせ、散逸した『水原抄』には物語本文が全文引かれていたと推定されてお^(注4)り、その説とは異なる注解を後醍醐天皇は定家本と同じように書き入れたのである。

(3) 後醍醐天皇と源氏物語系図

注釈書のほかに系図も後醍醐帝が所持していたことは、『原中最秘抄』の巻末に記された記事により知られる。

後醍醐天皇宸翰源氏系図云

本奥書云此本者文永元年三月五日

中務卿親王為被選源氏之系図仰藤大納言為氏・二条大納言資季・侍從二位行家・少将内侍等被召下本々於鎌倉被雀選再治本也

文永五年七月廿五日 書写了

相伝此本之人一人之外者書写事不可叶者也

(本文は『源氏物語大成 資料篇』による)

当系図は文永元年(一二六四)、鎌倉において將軍宗尊親王(中務卿)が、為氏等から集めた諸本をもとに作成された。為氏は青表紙本を校訂した定家の孫にあたるので、源氏物語を家学として研究していたであろうが、他の人々は御子左家でも河内家でもない。しかし將軍に召されるほどの系図を持っていたということは、その方面で名が知られていたであろう。

ちなみに、それから十六年後の弘安三年(一二八〇)に催された弘安源氏論義には、東宮(後の伏見天皇)の側近者に限られたとはいえ、御子左家でも河内家でもない人ばかりが八人選ばれており、そのうち飛鳥井雅有と藤原康能は跋文で称賛されている。^(注5)

いまのよには三のくらゐ藤原雅有なん源氏のひじりなりける、これは君も臣もみなゆるせるなるべし、又藤原の康能といふ人あやしく源氏にたへなりけり、まさ有は康よしがかみにたゝんことかたく、やすよしは雅ありがしもにたゝむことかたくなん有ける (本文は『源氏物語大成 資料篇』により、私に読点・濁点を付す) 身最肩による文飾もあるうが、ここでは御子左家や河内家には触れていないので、あたかも両家よりも飛鳥井家と藤原康能の方が優るかのような印象を受ける。

河内家の聖覚(俗名義行、親行の子)が『原中最秘抄』に記した正和二年(一二三三)の識語には弘安源氏論義

について、「以親行之説被用難儀之支証事在之、所謂わかむとほり・たみしかはら・しはふるひ人等是なり、当道之光花吾家之眉目也」と言及している。しかし論議の様子を見ると、聖覚が自慢したほど河内学派の説が重視されていたとは思われない。たとえば「わかんとほり」について左方が尋ね、右方は王孫と答え左方も同意したが、判者に催促されて右方が「親行が釈」を披露したものの、それも結局は「王孫の一義にかへるうへは子細あるべからざる」と左方が申して引き分けになった。この経緯を分析すると、親行説を右方は最後の切り札として秘蔵していたようであるが、左方に論破されていることから河内家の威信が絶対的ではなく、もはや当時の源氏学が当家と御子左家の独壇場でないことを物語っている。

その趨勢を受けて、後醍醐天皇は一学派で事足りとはせず、伝定家筆青表紙本のみならず、河内家の宗匠である行阿に書写させた由緒正しい証本を座右に置いて両学派を究めようと努めた。そして単に所持するに留まらず、定家本には注解を、時にはその本文に合わない解釈までも自ら書き入れている。また河内家の注釈書『水原抄』も手元があり、そこにも別の勘物を書き加えている。すなわち両派のみならず、他派の学説をも探究するほど熱心であった。そのほか文永元年に鎌倉で作成された系図を手ずから写しており、京都のみならず東国の源氏学をも摂取しようとした意気込みが感じられる。後醍醐帝は倒幕して政治を掌握しようとしたが、源氏物語においても二都の学問を手中に収めようとしたのであろう。

(4) 後醍醐天皇の師匠

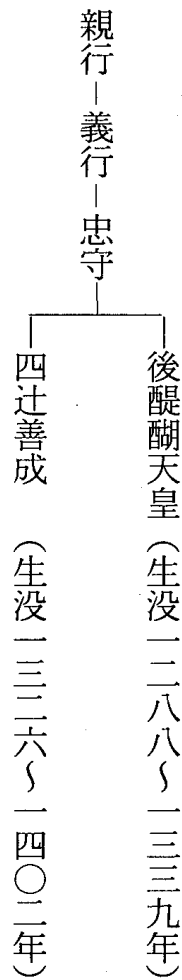
後醍醐天皇が源氏物語を誰から教わったかについては、四辻善成が著した『河海抄』の序文に記されている。

後醍醐院御位のはしめ、彼梨壺の歌仙におほせて万葉集をよみとかしめし例をうつされけるにや、黒戸クロトの人数【不本五十四帖】をさためて五十帖を講尺せらるゝ義ありしに、先師忠守朝臣タケモリ七の流リツのその心をきはめて、九かさねの中の撰

に応せしかは、しきりに顧問コフンにあつかりて、しはく秘説を奏しき

(本文は角川書店『紫明抄 河海抄』による)

後醍醐天皇は文保二年(一二三二)に即位してまもなく、源氏物語の講釈を始め、四辻善成の先師にあたる忠守から秘説を伝受したという。忠守は『勅撰作者部類』に「四位典薬頭宮内卿。采女正丹波忠茂男」とあり、勅撰集には『玉葉集』以下十一首入集している。善成が『河海抄』に載せない秘説を集めて一冊にまとめた『珊瑚秘抄』には、「祖師義行、先師忠守朝臣」(「揚名介事」の条)とあり、義行は河内本を校訂した親行の子にあたることから、師弟関係は次のようになる。



後醍醐帝が没したとき、善成はまだ十四歳で世代が違うし、また一方は南朝の帝王、他方は北朝の高官と政治面でも相異なるが、源氏学では同じ師匠に就いたためか、同じ奥義を伝承していたことを以下、具体的に述べる。

(1)で挙げた『仙源抄』の「をしかいもとあるじ」項を見直すと、『紫明抄』から両説をしかいもとあるじ(凡垣下主・ををしかいもとあるじ而夫婦主)を引き、さらに定家本の本文「おほしかいもと」に後醍醐天皇が記した「凡垣下饗」という別の解釈を長慶天皇がわざわざ紹介したのは、『仙源抄』が用いた河内方の注釈書(『紫明抄』『水原抄』『原中最秘抄』)にもその説がなかったからであろう。一方、善成も『紫明抄』所引の二説を『河海抄』に収めたものの納得できず、「是又不得其意、これは秘説あり」と断って次に示す『珊瑚秘抄』に載せた解釈は、後醍醐天皇説と一致する。

をしは凡也、かいもとは垣下也、あるしは饗也、省試之時儒者饗應事也庭饗秘説也(中略)是も故撰政殿源氏沙汰之

時、以紫明抄説不得其心由被示之間、予尺申此子細之時、深被甘心*(下略)

(本文は『古代文学論叢』6所収の影印により、私に読点を付す)

わざわざ「庭饗殊
秘説也」という割注が付けられた説は、『河海抄』に「此事古人尺皆以不分明」とあることから、善成が伝受した河内学派などの古注ではなく、「故撰政殿」(二条良基)も知らなかった奥義と推測され、それは『原中最秘抄』からも裏付けされる。当書には完本と略本の二系統が現存し、完本は『紫明抄』の注解しか載せず、耕雲(花山院長親)が作成した略本には「をしかひもとあるしとは凡垣ラシカイモトアルシ下主 愚案凡垣下饗歟」とあり、この「愚案」は耕雲の見解を示し『仙源抄』を孫引きしたと考えられ、その説は耕雲が用いた『原中最秘抄』にもなかったと推定される。よって善成が『珊瑚秘抄』に秘蔵し、後醍醐天皇が手沢の定家本に書き入れた勘物が河内家伝来ではないとすると、その出所は兩人共通の師である忠守ではなかるうか。二人の弟子は活躍した時期も政治舞台も異なるが、源氏学では忠守から同じ秘伝を師承したと考えられる。

このように考えると、『仙源抄』に見られる長慶天皇の説が『珊瑚秘抄』と一致する場合、それは偶然ではなく、忠守の教えが四辻善成のみならず直弟子の後醍醐天皇を経て孫の長慶天皇にも伝来したからと推測される。たとえば近江の君が怒った様子を揶揄した一節「堅きいはほも沫雪になし給ふべき御気色なれば」に関して、『仙源抄』には、

23かたきいはほをもあは雪になし給へき(行幸九〇九4)物のたとへなり、或説に経文也云々可尋、愚案日本紀
 第一云踏フシテカタニハラ堅庭ムカモ、ニフミイレ而踏股ムカモ、ニフミイレ 若沫雪コトクアハユキノ以蹴散クエハラ、カシ これは素鸞鳥尊の天にのほり給し時天照大神怖畏をなし
 給て威をふるひ給へる御すかたをいへるなり、女神の御事なればこのたとへにひける也、経文歟なといへ
 るおほつかなし

とあり、「愚案」以前は『原中最秘抄』により、長慶天皇がその解釈に同意できず別に披露した注釈は、完本『原中最秘抄』には見当らず、略本にはあるものの末尾に「源氏秘抄いる葉の加文字部にみゆ」として『仙源抄』の

「か」部から引用したと出典を明記しているので、長慶天皇や耕雲が見た『原中最秘抄』にも天照大神の故事はなかったと見られる。よって長慶天皇が『仙源抄』に引き、耕雲が略本『原中最秘抄』に孫引きした勘物は、河内家伝来ではないと考えられ、それは善成が『河海抄』に載せず次の『珊瑚秘抄』に秘めた奥義と一致する。

かたきいはをまあは雪になし給へき御けしきなれば 先代旧事本紀第二曰天照太神素知^{ノアラクマシキコトヲ}其神暴悪^ニ 聞^ニ

来詣^{マウクル}之状^ヲ乃勃然^{イカリ}驚動^{オドロキ}曰々乃至

踏^{フミヌキ}堅庭^{キニハラ}而陷^レ股若沫雪蹴散而奮稜威之雄詰^ニ発稜威之噴讓而徑詰問何故上来焉素鷲鳥尊対曰…日本紀同之

此かたきいはをあは雪になすといふ事、古人強不措心歟、愚意定子細ある歟、疑をなして古本をあまた勘見侍しに「かたきには」とある本を見いたして心を得たり、素鷲鳥尊天照大神をかたふけたてまつらんとて天にのほり、おほうみと^海ろきたよひおほやまなりほえしかは大神驚給ていほりのゆきいつのたかともなとをふせき給て、はき給し御いきおひ也、今の近江の君と岩もる中将と兄弟あらそはるよによそへていへる也、次の詞にあまのいはとさしこもり給なんやといへる既に分明也、展転書写の誤歟、又心得やすきまよに庭を岩とかきける無^本斗事也

右記の解釈は傍線部「古人強不措心歟、愚意定子細ある歟」によると、河内学派などの古注ではなく、善成自身の自説であるかのように思われ、『仙源抄』にも引かれている。しかしながら善成説が、十七歳年下の長慶天皇に伝授されたとは考えがたい。というのは同帝は六歳のときに父の後村上天皇と共に吉野に移って以来、弘和三年（一三八三）かその翌年に譲位するまでは京都に戻らず、『仙源抄』が成立した弘和元年以前に北朝方の善成と交流して、『珊瑚秘抄』を伝受した形跡は見られないからである。よってその説は忠守から善成と後醍醐天皇へ伝授され、南朝内部で長慶天皇に伝承されたと推定される。

このように『仙源抄』は『珊瑚秘抄』と説が一致するほか、『河海抄』とも共通することがある。一例を挙げると、

なをこのらうしたりける物の 靈、又領したる物氣也（『河海抄』）

8らうしたる物（夢浮橋二〇五八三）なをこの：靈也、愚案領の字とも心うへくや（『仙源抄』）

において、靈と解する説は『紫明抄』にあり、それに対して両者とも「領」説を引いている。『仙源抄』が成立する十数年前に『河海抄』は足利將軍に献上されているが、（注6）長慶天皇が披見した形跡はないのに両著の注釈が一致するのは、忠守から伝授されたからという推測が成り立つ。

『仙源抄』に『河海抄』の影響は認めがたいのとは対照的に、後醍醐天皇説は南朝は勿論のこと、北朝側の『河海抄』にも引かれている。たとえば、

こきてん 弘徽殿コキキ後醍醐院御説
後高倉院御文庫本点也親範御点之云々 こきてん 源親行説 此事猶口伝アリ

によると、高倉天皇の皇子、後高倉帝の本に親範が付けた声点を後醍醐天皇は伝受していたらしい。また『河海抄』にうへつほね たいのやならて上殿に局を給ふをいふなり、又中宮まうのほらせ給ふおりは清涼殿の二間を上の御局にしつらふ也、ひの御座のかたはらの二間を上の御局とは申也、後醍醐院御説

とある後醍醐天皇説は、『仙源抄』にも引かれている。

2うへつほね（桐壺七11、蜻蛉一九六四11）対屋ならて殿舎を一しめたるをいふ也、勘舊院かむかへ
させ給へる也云中宮まうのほらせ給をりは清涼殿の二間をうへの御局にしつらふ也、ひの御座のかたはらの二間也

「中宮」以下が旧院の説と読み取れ、『河海抄』と照合すると旧院は後醍醐天皇を指すと考えられる。

ところが旧院は『仙源抄』の別項目にもあり、そこでは耕雲が「後村上」と注記している。

4わかむとほり（末摘花二〇二1等）定家卿説王族を云、又教隆説わかむとほり、私云王家無等倫といひたる歟、法花経にも世雄無等倫といへり、よまむにはわうかむとうりとよむへし、やかて王字をかくへし、わうとかくへからず、或説王家通とも和漢通ともいへり、愚案無等倫の説もさる事なれとあまりにことくしくや、

旧院後村上は故女院新待賢門なともわかむとをりとよませ給しとそ御物語ありし

『仙源抄』で耕雲本系以外の諸本には「後村上」という傍注はないので、原本にも無く、耕雲が追記したのである。その注は耕雲が主人の長慶天皇から直接この話を聞いて付けた可能性があり、注記の信憑性は高い。当書では祖父の後醍醐天皇は「延元」と称して「旧院」とは区別しているので、「うへつぼね」項の「旧院」も父の後村上天皇を指すと考えられる。すると『河海抄』の「後醍醐院御説」と食い違うが、当説は後醍醐帝から子の後村上帝へと伝授され、善成は後醍醐天皇の弟子から聞き、長慶帝は父の後村上帝から教わったと解釈すれば矛盾しない。長慶天皇が生まれる前に後醍醐天皇は没しているので、亡き祖父の説を父から受け継いだのであろう。

後村上帝は父後醍醐帝のみならず、実母からも源氏を学んだらしい。それは「わかむとほり」項を見直すと、「私云」(『原中最秘抄』所引の親行説)では「王家無等倫」と釈し、「わうかむとうり」と読んだのに対して、新待賢門院(後村上帝の生母)は「わかむとをり」と読み、河内家の読み癖に従わないことが後村上帝に伝承されたからである。新待賢門院が古注を遵守しないのは、一学派に束縛されない夫(後醍醐帝)の影響かもしれない。その気風が子の後村上帝を経て孫の長慶帝に脈々と継承されていることを次節で確認する。

二、長慶天皇の源氏物語研究

(1) 長慶天皇の注釈態度

長慶帝が旧来の教えに盲従しなかったことは、『仙源抄』の跋文を見れば明らかである。すなわち定家仮名遣が道理に合わないことを詳細に指摘し、最後に「この一帖には文字づかひをさたせず、かつは先達の所為をさみするにいたりといへども音に通ぜむ物はをのづからこの心をわきまへしれとなり」と結論を述べて跋文を締め括っている。この姿勢は本書に引用した河内方の著書にも一貫しており、全面的に信用するのではなく批判を加えているこ

とは今までの例にも見られた。ここでは河内家の注の付け方を、長慶天皇がどのように評価したかが分かる例を一つ挙げる。

64風のをとも秋になりぬときこえつるふえのね（篝火八五七六）秋きぬとめにはさやかにといへる歌の心也、愚

案これは秋風楽をふきけるとときこえたり、つきのことにはにも盤渉調にいとおもしろくふきたてたりといへり、かたく子細なし、たゞいつもいつるふることゝはかり心えんは無念にや侍へき

引歌の指摘は『紫明抄』にあり、このように考証を重視し穿鑿して博引旁証に傾くのが河内学派の特徴であるが、それを長慶天皇は末尾で戒めている。一方『河海抄』はその引歌のほかに和歌と漢詩を一首ずつ載せただけで、単なる諸説集成に終わっている。

跋文で定家仮名遣が非難されたように、定家が校訂した青表紙本も無条件には認められていない。

3ちやうこほちける女（蓬生五三八八）かつらの中納言といふ物語にきちやうのかたひらをきぬにぬひてきたる女なり、その事をいへる也、一本にたうとかきたるあり、それは顔叔子といふ物の事なり、塔とかきたる本あれとも堂にてあるへきなり、愚案定本には塔とかきたり、まことに塔は人の居所にあらず堂字をもちうへし、定本奥書にのせたる分なを不審也、毛詩説以下いさゝかかはりたる歟

長慶天皇は古注が指摘する通り定家本の「塔」は住居に相応しくないと認め、「堂」を良しとしている。しかし『紫明抄』も『原中最秘抄』も「丁」で「堂」の本文はなく、所引の注は『水原抄』によると見られる。『源氏物語大成 校異篇』によれば、河内本系統も「丁」（高松宮家本・尾州家本・鳳来寺本・曼殊院本）と「堂」（七毫源氏・大島本）に分かれることから、本来の河内本は「丁」で、『水原抄』の指示により「堂」に改訂されたと推量される。長慶天皇も物語に合う「堂」を選び、理に叶わない「定本奥書」こと定家著『奥入』の注記内容を咎めている。このほか定家本よりも『紫明抄』の本文を評価したり（「かむすいらく」項）、定家本の「三従にしたがふ」では豊

句になるので河内本の「三みつにしたがふ」を選んだり、さらには定家本の誤写かと疑ったりして（「せむ王」項）、定家の権威に囚われていない。

その方針は祖父の後醍醐天皇説にも及んでいる。前節(1)で掲げた「呂りよのうたは」の条を見直すと、定家本は「律りちのうた」、河内本は「呂りよのうた」と分かれ、後醍醐帝は定家本の解釈を記し、長慶帝も一旦は「此説を可用也」と支持しながら、『水原抄』の動物で解釈し直して河内本も「すてがたくや」と認めている。このように祖父の教えでも固守せず諸説を対等に扱い、理に叶ったのを取捨選択するのが長慶天皇の注釈態度であり、それは祖父以来の伝統であったと思われる。

(2) 長慶天皇手沢本の本文系統

長慶天皇が『仙源抄』に用いた資料は跋文にも明記された通り、定家本と『水原抄』『原中最秘抄』『紫明抄』であり、このうち前の二書は後醍醐天皇の遺品であるが、後の二書がいつ南朝に伝来したかは定かでない。ただし『紫明抄』を後醍醐帝の師匠にあたる丹波忠守が書写したことは、内閣文庫所蔵十冊本『紫明抄』（整理番号、特一〇・四）巻一の奥書により知られる。

元応元年十二月十五日、以施薬院使忠守本書写校合畢、源氏物語事、彼朝臣耽其道尋奥源、仍諸抄物等不慮相伝之、光行以後口伝令伝受云々、好事之至可謂当世之独歩歟、此抄尤可神秘哉

前員外垂相在判

忠守が当書を写したのは元応元年（一三一九）十二月十五日以前であり、その年は後醍醐天皇即位の翌年にあたる。『河海抄』の序（前節(4)）によると、帝が源氏の講釈を始め忠守から秘説を伝受したのは「御位のはじめ」であり、その時には忠守も『紫明抄』を所持しており、それを後醍醐帝に伝えたのが南朝に収蔵されたのであろう。

『紫明抄』の現存伝本は三系統に分類され、南朝重代の写本がどの系統に当てはまるかは、次の『仙源抄』の例

が手掛りになる。

52をすかるへき（浮舟一九一七）をそき心也、又云をいつく心也、紫明には「をいすかるへき」とかきて「おいつく心なり」と注たり、愚案此注心えかたし、定本には「たすかるへき」とあり

右記に引かれた『紫明抄』の注釈を系統別に並べると、

- ・ 京都大学文学部所蔵本（A）系
すこしおすかるへき をそかるへき歟
- ・ 内閣文庫所蔵十冊本（B）系 Aと同じ
- ・ 内閣文庫所蔵三冊本（C）

をのつから忘草もつみてんすこしおひすかるへき事を思ひよる をひすかるとは追つく心也

の三種類に分かれ、孤本CはBの「内容を少し省略したと思われるもので、本文などの挙げ方が粗雑なようである」^(注7)すなわちBと「同じ本文系統の略本である」^(注8)と言われているが、この項目はBと異なり『仙源抄』所引のと一致する。ただし『仙源抄』で他の例を見ると、内閣文庫三冊本には記載されていない項目もあるので、長慶天皇所持本は略本ではなく完本で、内閣文庫三冊本系を作成するのに用いられた祖本の系統に属すると見なせよう。なお、その物語本文は他系統の『紫明抄』（右記のAB）と異なり、ABは河内本系統に属する。このように『紫明抄』の本文が二種類あるのは、著者の素寂が兄の親行一派に対抗して、親行が家本とした河内本とは違う本文にしようとして改変したからと推測される。^(注9)

次に長慶天皇手沢本『原中最秘抄』の系統について調べる。これは完本と耕雲が抄出した略本とに分類され、『仙源抄』所引のは略本と一致するので、その祖本の系統に所属する。^(注10)耕雲が略本を作成した経緯は奥書によると、「台命」（將軍足利義持の命令か）によるもので、署名の「明魏」は法名である（全文後述）。ゆえに略本『原中最

秘抄』の執筆時期は耕雲が出家して、応永年間（一三九四—一四二八年）に足利義持の知遇を得てからであるが、その親本は一三九四年に没した長慶天皇遺愛の品を、耕雲が南朝に仕えていた時分に写したものかもしれない。^(注11)

最後に後醍醐天皇が注を書き加えた定家本が、本当に青表紙本系かどうか確認する。『仙源抄』に引かれた「定本」の本文は五十例あり、その本文系統を『源氏物語大成 校異篇』で調べると八割方は青表紙本系であり、それ以外で誤写の可能性があるのは除くと、次の三例が残る。一例めは古来、青表紙本と河内本の異同として有名な箇所である。

24 未央柳（桐壺一七九）この句俊成本みせけちにせり、むかし親行父光行かつかひとしてたつね侍しは楊妃をは芙蓉と柳とにたとへ更衣をは女郎花となてしことにたとふ、みな二句つゝにてよく侍をけたれたるはいかなる子細のあるに歟、俊成こたへてはいはいかてかわれば自由の事し侍るへき、行成自筆本にみせけちにし侍き、紫式部同時人なれば申あはする様侍つらん、われもわかなのまきにて心えたる事ありきと云々、たとへは女三宮を柳にたとへたり、このたとへあまたになるによりてけち侍かと後に心え侍ぬ、しかるに定家本にこの句をけたす、俊成女に尋侍れば書写のあやまり也、あまりに對句めかしくてにくいけしたるかたもありと云々、これによりて愚本不用之、愚案定家まさしき自筆にて「大液芙蓉未央柳もけにかよひたりしかたちをからめいたりけむよそひはうるはしうこそありけめなつかしうらうたけなりしをおほしいつるに花とりの色にもねにもよそふへきかたそなき」とあり、書写のあやまりといふへきにあらず、そのうへいくたひにてもたとへん事なにのさまたけかあらん、又これにつきて一のふしんあり、おほかたこのたとへは楊貴妃か事長恨歌の文なり、この物かたりにあまたありといふへからず、しかるにこの定本にけにかよひたりし形をと更衣の事のやうにいへり、をくの詞にもよそふへきかたそなきとこそみえたれ、いかゝ心えわくへき、又なてしこをみなへしの句定本にはみえず、この句あらん本にとりてはいよく更衣のたとへにあらざるへし、

しからはけつまではあまりの事にや侍らん

「定家まさしき自筆」の本文（「内」）を『源氏物語大成 校異篇』で調べ、本文異同を列挙すると以下の通りになる。一の上が青表紙本、下が河内本である。

①未央柳一ナシ ②かたちを一かたちいろあひ ③からめいたる一からめひたりけん ④うるわしうこそ一うるはしうけふらにこそは ⑤らうたけなりしを一らうたけなりしありさまはをみなへしの風になひきたるよりもなよひなてしこの露にぬれたるよりもらうたくなつかしかりしかたちけはひを

後醍醐帝手沢定家本は、③の箇所が河内本であるほかは青表紙本である。

二例めは雨夜の品定めであり、左馬頭が自分の体験談として語った中で、指喰いの女に向って嫉妬深さを捨てないと別れるぞと脅して、「かしこく教へたつるかなと思ひたまへて、われたけく言ひそしはべるに」の傍線部分である。

19そして（若菜上一〇八九7、帚木五〇3、明石四五六3、真木柱九五八12）よしめき・存也、又は、ききにいひそし侍にとあるは毀也、定本には「いひかけまし」とあり、又あかしにさけしいそしといへるは酒強殺也、又まきはしらに心けさうしそしてとあるは率也、愚案此注心もし心けさうしつれてと心うへき歟、さりなからなを心ゆかすや、これもあかしの巻と大かいかはるへからさる也、殺の字なるへし、詩などには愁殺笑殺なとつくれり、切にふかくてなをさりならぬやうなる心とそおほえ侍る

『仙源抄』に引かれた「定本」は「いひそし」ではなく「いひかけまし」とあるが、『源氏物語大成 校異篇』では青表紙本も河内本も「いひそし侍に」で異同はなく、「定本」と同じ本文は見当らない。別本のうち国冬本が「いひもしはへる時に」という本文を有するものの、これとも一致しない。ただし『仙源抄』を見直すと、この「定本」は「愚案」より前に引かれているので、後醍醐帝所持本ではなく、長慶天皇が引用した古注釈の中の一節

と見ることもできる。すると本項は『紫明抄』と『原中最秘抄』にはないので、「定本」は『水原抄』に引かれた定家本かもしれない。

最後の例は絵合の巻にあり、帝の御前で開かれた絵合で勝敗を決定した光源氏の須磨の日記絵を、後日、藤壺に奉ったときの源氏のセリフである。

30 さふらふときこえ給（絵合五七三六）浦々のまきは中宮に：香本左京権大夫香表帝には「さふらはせ給へ」とあり、

たゞいまはしめてまいらする物いかてかかねてよりある様にさふらふとはいふへき、香本をもちふへし、又人なとこそあれかやうの物さふらはせといふ心おほつかなし、但除目仰詞にも大間成柄オホマナリカラは執筆亭へ持参せよ
召名メシナは局キヨクにさふらはせよと云々、愚案定本には「さふらはせよ」とあり不審なし、除目仰詞又勿論

問題の箇所は『源氏物語大成 校異篇』によると、

さふらはせ給へ 「青表紙本」大島本（底本）・横山本・榊原家本・陽明家本・池田本・肖柏本・三条西家本、

〔河内本〕七毫源氏・兼良本

さふらふ 「河内本」高松宮家本・尾州家本・大島本

であり、青表紙本系の御物本（東山御文庫蔵）は底本と同じ本文をミセケチにして河内本に書き替えている。従って『仙源抄』の見出し語は河内本、「香本」は青表紙本、「定本」は別本（ただし『源氏物語大成 校異篇』の当巻には別本は未収）となる。

今度は「愚案」以前の注記内容に注目すると、本項は『紫明抄』にも『原中最秘抄』にも収められていないことから、『水原抄』によると見られ、見出しの語句よりも「香本」の本文の方が良いと指摘している。そのためか『源氏物語大成 校異篇』所収の河内本系諸本のうち、素性が明確な尾州家本や高松宮家本（耕雲本）は河内本本来の本文を留めているのに対して、南北朝期写の七毫源氏や一条兼良の奥書を有する本は『水原抄』が是認した

「香本」と本文が一致する。同じ現象が本節(1)の例「丁こぼちける女」にも見られ、尾州家本と高松宮家本は『水原抄』の指示により直される前の本文、七毫源氏は改変後の本文を有している。

従来、河内本は諸本を取捨選択して作られたと言われてきたことが、この箇所にも当てはまり、研究を重ねるにつれ本文が改訂されている。それは現在の本文批判(テキスト・クリティック)の立場から考えると、新しい合成本文を作成して、益々不純な本文になったと解釈されるが、当時としては河内家の弛まざる研究成果が反映した結果であり、つねに新説を用意しておかないと他家に伝授する度に家説がなくなり、家学が衰微する危険に曝されていた。(注12)長慶天皇も一学派の説に固守せず、道理に合わない本文は改めているので、研究を重ねるにつれ手沢の定家本や河内本も本文が変わっていったと推定される。

以上、『仙源抄』に引かれた「定本」で青表紙本系でない例を取り上げたが、それは少数にすぎず、後醍醐天皇が注解を書き入れた定家本は概ね青表紙本と見てよからう。なお本書には、別の定家本も一例引かれている。

4とゝめしきりつぼ(桐壺一四四)人の心まけたる事は・停也、或説不可留悪事於後代也、しからはとゝめしとよむへし、

但極楽寺入道所持本定家卿自筆に「とゝめたる」とあり、このうへはすみてよむへし、愚案にこりてよむもまこ

とに一義也、しかれとも定本には「人の心まけたる事はあらし」とあり、定家卿説におきては無異論歟

『源氏物語大成 校異篇』によると、青表紙本は「あらし」、河内本は「とゝめし」と分かれ、青表紙本系の横山本は「あらし」の右傍らに並列して「とゝめたる」を書き入れている。従って『仙源抄』の見出し語は河内本、

「定本」こと後醍醐帝手沢本は青表紙本、そして「極楽寺入道所持本」は青表紙本系の一本の書き入れと一致する。

実際に定家が二種類の本文(「あらし」と「とゝめたる」)を校訂したかどうかはさておき、本項は『紫明抄』『原中最秘抄』にないので、「愚案」以前は『水原抄』の引用と見なせる。すると定家本などを校合して河内本を作成した源親行が、その著書『水原抄』に極楽寺入道(注13)所有の「定家卿自筆」本を引いている以上、定家本は一種類では

ないと親行は考えていたのであろう。

三、耕雲・恵梵の源氏物語研究

南北両朝が統一して二年めの応永元年（一三九四）、長慶院は波乱に満ちた五十一歳の生涯を終えた。『仙源抄』が成立して十三年後のことであり、その原本が作者の手により清書されたかどうかについては、次の書写奥書が手掛りになる。

御抄先皇御抄也。不及御再書、私中書了。相添可所持。頗為詮用。一記

〔永祿九年（一五六六）写、東海大学桃園文庫所蔵本（桃九・一）〕
傍線部を解釈すると、原本は草稿の段階で終り、^{（注14）}作者が書き直さなかつたので、筆者が代りに書写したと読める。

「中書」とは、「文芸作品で、草稿と最終的な清書本との中間の段階の書写の称」を意味する（『日本国語大辞典』による）。下書きをそのまま写しても最終段階の清書本にはならないため、「中書」と言い表したのであろう。ことによると転写の際、多少加筆したので「中書」と表現したのかもしれない。

原本が草稿本であったと考えられる例を本文中から探すと、「つたみし給」の項目には注釈本文が「愚案」の二文字しかない。それ以外の本文を持つ伝本は見当らず、長慶天皇は自説を述べるつもりであったが、そのまま終わったのであろう。また「大宮」と「ほとりはみたる」の項は見出し語しかなく、作者は注解を書く予定で項目を立てたものの、筆を置いたのであろう。

原本は別の書写奥書によると、長慶院が没して二年後にも写されている。

応永三のきさらきの末つ方、柴のいほりのしはしのつれつれもやなくさむとて、ふるほんこひらき見るついでに、先人の遺毫にて此御草本ありければ、かたのことく清書のこころさしをのふ。さためて筆のあやまりも、

心えのひかことものかるまじう侍らんなれと、さのみためらはむ事はかやうにえらひおかれたる御心はえも無になる心ちして、おのかをよはさらむ事をしらすなりぬるは、後の人のあさけりくさも、かこつかたなかるへけれども、ひとたひはこの一帖の撰せられたるさまのたえなる事を思ひ、一たひはかの物かたりのおほつかなさをもはれぬかために、うちをかすなりぬるはまめやかに空もおそろしう侍れとも、このまゝひたふるにしみのすになさむことはねんなくこそ

応永三年二月十七日、以先皇之御草本如形遂清書之功 求法之沙門判

〔本文は金沢市立図書館所蔵、伝三条西実隆筆本（稼堂文庫〇九一・八／四一〇）による〕

右の奥書を持つ写本の多くは、右記の通り仮名奥書（①）の次に真名奥書（②）を載せている。②は『仙源抄』を「先皇之御草本」と称し、「沙門」と署名しているので、筆者は長慶天皇の皇子で出家した人であると、和田英松氏は推測された。^{（注15）}①も「柴のいほり」で清書したとあるので僧侶の手になるが、本書を先皇ではなく「先人の遺毫にて此御草本」と表現しており、これだけでは筆者が皇族かどうか確定できない。また①と②の筆者は別人なのかどうか、もし同一人物ならば同じ時に書いたのか、それとも違う時に記したのを後人が一緒にまとめたのか、定かではない。ただ「ひたぶる」の項目に「行悟云」で始まる一節があり、それは長慶天皇の皇子、行悟僧正を指し、応永三年に二十歳になった行悟が書写した可能性は考えられる。

『仙源抄』の伝本は二系統に分類され、一つは「ひたぶる」項に行悟僧正が注を書き足した系統、もう一つは「行悟云」云々がない代りに耕雲が大幅に書き加えた系統で、この耕雲自筆本は中院通秀（生没一四二八〜九四年）の手に渡り、同家に明治時代まで秘藏され、現在は京都大学附属図書館に所蔵されている。耕雲は長慶天皇に仕えていたので、原本を直接見て写したかもしれない。それとはまた別に耕雲が書写して足利将軍に献上したことは、次の奥書により知られる。

此鈔者、長慶院法皇聖製也。源氏物語五十四帖中秘訣、只此一冊中、究而尽矣。可謂簡而要哉。今依台命、拭老眼繕写之畢。因詠一首、以擬跋。

山みつのその源をきよめてそちゝのなかれもにこらさりける 耕雲山人明魏誌

〔本文は関東大震災で焼失した和田英松氏本を複写した東京大学史料編纂所本（二〇三三一―一三）による。なお群書類従本にも同文の奥書あり〕

中院家旧蔵耕雲筆本には右記と同じ和歌と「耕雲山人跋」という署名しかないので、將軍の命により写した本ではない。それはさておき後醍醐帝以来の説をも取り入れて編纂された『仙源抄』が、作者の遺臣である耕雲によって写され將軍家に奉納されたということは、南朝の源氏学が北朝に伝えられたと解釈できる。耕雲は『原中最秘抄』の抄本も作成して將軍に献じており、その親本は南朝累代の品と推定された（前節(2)参照）。従って南朝に秘蔵されていた『原中最秘抄』と『仙源抄』は、耕雲が抄出・追加して北朝に伝えたのである。

略本『原中最秘抄』の原本は蓬左文庫に伝来しており、その奥書には、

原中最秘鈔者光源氏物語先覚行阿法師所撰述也、補苴紫明水原之罅漏包羅和漢典策之旧事可謂勤矣、今依台命芟夷其繁辭撮取其典要以便後学之觀覽、仍詠和歌二章以擬跋語云

一もとをちゝにそめなすむらさきの色をみなからわく人やなき

そこふかき君か心の源をうつす水くきあともたえせし

耕雲山人明魏（「耕雲」の朱印）

（本文は『日本古典文学影印叢刊』19による）

とあり、その記述通り抄出している反面、『仙源抄』から引用したり（第一節(4)「をしかいもとあるじ」「かたきいはほ」の条）、私見を「愚案」以下で述べたりしている（「をしかいもとあるじ」の条）。よって略本『原中最秘抄』

はその名の通り抄本であると同時に、『原中最秘抄』を元に耕雲の見解や他書の説を集成した性格も持つ。

耕雲が略本『原中最秘抄』に引用した著書で書名が表記されているのは、「源氏秘鈔いろ葉」(『仙源抄』)のほか『河海抄』がある。たとえば「夢の浮橋」という巻名について、完本『原中最秘抄』は様々な勘物を引くのに対して、略本は夢と浮橋に関する注釈を一つずつ載せるだけで、一つめのあと、

一部の種々の説皆夢也と云心也、此説可謂近理歟、

(どの説も皆夢であるという意味だが、引用したのが最も道理に叶うか、の意)

と記して一説だけ選択した理由を説明し、次いで二説めのあと改行して、

委細見河海集、仍略之、(委細は『河海抄』にあるので他は省略する、の意)

と断わっている。この一節から、耕雲は『河海抄』を見ながら略本を作成していたことがわかり、その種の注記を列挙すると、「又在河海集、仍略之」(若菜の巻)・「此事河海集已下委載之、故略之」(夕霧の巻)・「此事見河海集等、仍略之」(幻の巻)・「此事等他抄物已下所々にあり、仍略之」(松風の巻)のように何れも「略之」で終わり、耕雲が省略した理由と見なせる。^(注16)この注記は、詳しくは『河海抄』を参照せよという意味にもとれるので、耕雲が略本を進上した足利將軍(四代め義持か)も所持していたかもしれない。ちなみに四辻善成が『河海抄』を献上したのは二代め義詮であり(注6参照)、將軍家に伝来していた可能性がある。従って北朝に仕えた四辻善成の著書『河海抄』が南朝の遺臣に利用されており、耕雲により両朝の源氏学が統合されたと言えよう。耕雲が將軍の信任を得たのは応永年間(一三九四〜一四二八年)であり、政治のみならず源氏物語においても両統が合体したのである。それは耕雲筆本『仙源抄』にも当てはまり、耕雲が原作に追加した五五項目のうち五一項は『河海抄』からの引用であり、^(注17)南朝源氏学の結晶とも言える『仙源抄』に北朝の大著『河海抄』が融合したと評されよう。

なお耕雲は將軍に、耕雲本源氏物語と『源氏小鏡』も進呈しており、やがて八十歳位で没した。それから二年後

の永享三年（一四三一）、長慶院の弟にあたる師成親王（竺源惠梵、時に七十一歳）が『類字源語抄』を編集し直した。奥書には、

此一冊則依有「可」相伝之子細、改旧本錯乱而難見、「忘」老昧之勲勞而呵凍筆、以新所写出也、秘決口伝等悉以注之、云斯道之奥区、云製作之根源、尤以可尊重者哉、縦雖親戚良友、輒不可許一見者也、身後相殘経眼路者、敢莫忘懇真而已、伝授子細別紙注之

永享三年季冬日

印アリ 積竺源惠梵 印アリ 行年七十一 在判

（本文は内閣文庫本により、「」内は神宮文庫本により補う）

とあり、傍線部の「旧本」は『仙源抄』を指し、それを元にして『類字源語抄』を執筆したと見なされていた。しかし「旧本」は旧稿を意味し、兄に対抗して二番煎じにならないようにするため、『仙源抄』は参照されていないと考えられる。^(注18)『類字源語抄』が利用した注釈書は確定できないが、「河海抄」の書名が七ヶ所に見られ、注記内容は現存する『河海抄』と一致し、旧南朝の皇子も北朝の源氏学を摂取したことが知られる。『類字源語抄』が編まれた永享三年（一四三一）、十五世紀を代表する源氏学者、一条兼良はまだ二十歳であった。それから四十一年後に名著『花鳥余情』が成り、後人が現存本『類字源語抄』にも引用するほどの影響を及ぼし、源氏学史はまた新たな局面を迎えるのである。

(注)

- 1、和田英松氏「南朝三代の源氏物語の御研究」(岩波講座『日本文学』7、昭和七年六月)。重松信弘氏『源氏物語研究史』(刀江書院、昭和二年五月) ↓ 『新攷源氏物語研究史』(風間書房、昭和三六年三月) ↓ 『増補新攷源氏物語研究史』(風間書房、昭和五五年一〇月)。寺本直彦氏『源氏物語論考 古注釈・受容』(風間書房、平成元年一二月)。
- 2、本文は長慶天皇に仕えた耕雲の自筆本(京都大学附属図書館所蔵)により、いろは部ごとの通し番号を各項目の頭に付け、()内に巻名と『源氏物語大成 校異篇』の頁数・行数を付し、私に読点を施す。
- 3、山脇毅氏「水原抄紫明抄の撰者」(『芸文』大正一〇年一月)。後に『源氏物語の文献学的研究』所収、一七頁(創文社、昭和一九年一〇月)。
- 4、池田龜鑑氏「水原鈔は果して佚書か」(『文学』昭和八年一〇月。後に池田龜鑑選集『物語文学』II所収、至文堂 昭和四四年)。
- 5、ちなみに弘安源氏論議の四ヵ月前にも、飛鳥井雅有は「密かに御子左系の人々を除いて古今集談義を東宮で行なった。なお自家相伝の僻案抄や顕昭注古今集を東宮の見参に入れている。十月の弘安源氏論議もこれら側近を中心に行なわれ、東宮側近の和歌・古典考究のグループというものが既に存在していた。」と指摘されている(井上宗雄氏『中世歌壇史の研究 南北朝期 改訂新版』一〇頁、明治書院 昭和六二年)。
- 6、『珊瑚秘抄』の奥書に「往日貞治始、依故寶篋院贈左大臣家貴命、令撰猷河海抄廿卷」とあるので、宝篋院こと足利將軍義詮(貞治六年十二月没)の依頼で貞治年間(一二三六―二六八年)の初めに成立したことが知られる。
- 7、大津有一氏「注釈書解題」の『紫明抄』の条(池田龜鑑氏編『源氏物語事典』下巻所収)東京堂、昭和三五年。
- 8、『日本古典文学大辞典』「紫明抄」の項、山本利達氏執筆、岩波書店、昭和五九年。なお従来の説に対して田坂憲二氏は、内閣文庫三冊本を「増補する形で他の伝本(京大本など再稿本的位置にある本)が生じたと考えるべきである。」と論じられた(内閣文庫蔵三冊本『紫明抄』について、「香椎瀉」平成六年三月)。
- 9、拙稿『仙源抄』所引の本文系統「河内本の異同」(『中古文学』 昭和六三年五月)。
- 10、拙稿『原中最秘抄』の系統「中世における秘書の享受」(『国語国文』 昭和六三年三月)において、用例を四つ挙げて述べたので、本稿では省略する。
- 11、福田秀一氏『中世和歌史の研究』(角川書店、昭和四七年)など参照。なお奥書の「台命」に関して、山岸徳平氏は「台命とは、ここには、左右大臣及び内大臣の命を言うのであった。勝定院義持は、後小松帝の応永十六(一四〇九)七月廿三日、内大臣に任ぜられ、同廿六年(一四一九)八月廿九日卅四歳で、内大臣を辞した由は、足利家官位記に明記せられている。故にこの「台命」は、その十年許りの間の事実であ

- る。」と指摘された（『高松宮御蔵河内本源氏物語 解説』五八頁、臨川書店、昭和五〇年）。
- 12、注10の拙稿参照。
- 13、極楽寺殿と称された北条重時（執権北条義時の子）かと思われる。重時は和歌に優れ藤原定家とも親交があり、勅撰集には新勅撰集以下、十六首入集。なお重時の子、長時・時茂も極楽寺殿と呼ばれた。
- 14、山脇毅氏は原本の形態について、河内方の注釈書から書き抜いた項目を一条ずつ切り離し、いろは順に並び替えてそのまま紙に張り付けたか、全部を書き改めたと推定された（『長慶天皇と源氏物語』、注3の著書所収、一八三頁）。
- 15、『皇室御撰之研究』（明治書院、昭和八年四月。後に昭和六一年七月、国書逸文研究会より再版）。
- 16、耕雲が応永二三年（一四一六）に作成した『和漢字源通釈抄』が、『河海抄』の抜粋であるならば（堀部正二氏「源氏物語雑々私記」、『国語・国文』昭和一五年四月）、遅くともその時には『河海抄』を耕雲が披見したことは確実である。ただし『河海抄』から直接引用したのではなく、「四辻善成の講釈聴聞の知識がどこから流れ込んだ」可能性もあると武井和人氏は指摘された（『和漢字源通釈抄』をめぐりて―耕雲における源氏学―、実践女子大学文学部資料研究所編『源氏物語古注釈の世界』所収、一五五頁・注12、汲古書院、平成六年三月）。
- 17、拙稿『仙源抄』の系統（『親和国文』平成六年二月）。
- 18、この問題については、別に小稿を用意している。